

厚生労働省発健0517第7号
令和4年5月17日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
政 令 市 市 長
特 別 区 区 長
公益財団法人結核予防会理事長
公益財団法人放射線影響研究所理事長
日本赤十字社社長 } 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和4年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は医療法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市町村又は医療法人等に対する周知につき配慮願いたい。

(別添)

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱（昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知別紙）の
一部改正について【新旧対照表】

下線部分は改正箇所

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭 和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚 生 省 発 健 医 第 1 7 9 号</p> <p>最終改正</p> <p>〔 令 和 4 年 5 月 1 7 日 〕 〔 厚 生 労 働 省 発 健 0 5 1 7 第 7 号 〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、地方中核がん診療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、</p>	<p>別 紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭 和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚 生 省 発 健 医 第 1 7 9 号</p> <p>最終改正</p> <p>〔 令 和 3 年 6 月 7 日 〕 〔 厚 生 労 働 省 発 健 0 6 0 7 第 3 号 〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、地方中核がん診療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、</p>

眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ患者等入院医療機関、H I V検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、感染症検査機関、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関、喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関及び保健所に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第105条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

2 (略)

(交付の対象)

3 (略)

ただし、東京都及び川崎市が設置する(3)、(4)、(6)のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症(BSE)検査キットを除く設備、(14)、(15)、(19)、(20)のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、(29)、(32)、(34)、(36)、(38)、(41)及び(42)に係る整備事業については、交付の対象としない。

(1)～(38) (略)

(削る)

眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ患者等入院医療機関、H I V検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、保健所、感染症検査機関、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関及び喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第105条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

2 (略)

(交付の対象)

3 (略)

ただし、東京都及び川崎市が設置する(3)、(4)、(6)のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症(BSE)検査キットを除く設備、(14)、(15)、(19)、(20)のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、(29)、(32)、(34)、(36)及び(38)に係る整備事業については、交付の対象としない。

(1)～(38) (略)

(39) 平成31年3月28日健発0328第21号厚生労働省健康局長通知「保健所の非常用自家発電装置等の整備について」の別添「保健所の非常用自家発電装置等施設整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が設置する保健所が行う非常用自家発電装置等の施設整備事業

(39) (略)

(40) (略)

(40の2) (略)

(41) (略)

(42) 令和4年3月23日健発0323第75号厚生労働省健康局長通知「保健所の衛星携帯電話の設備整備について」の別紙「保健所の衛星携帯電話設備整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業

4 (略)

5 (略)

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(22)、(25)、(26)、(31)、(32)、(35)、(36) 及び (38)の施設整備事業

(ア)・(イ) (略)

イ～カ (略)

(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(39)、(40)、(41) 及び (42) の設備整備事業

(ア)～(ウ) (略)

イ～オ (略)

カ 3の(25の2)、(26の2)、(27の2)、(31の2)、(35の2) 及び (40の

(40) (略)

(41) (略)

(41の2) (略)

(42) (略)

(新設)

4 (略)

5 (略)

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(22)、(25)、(26)、(31)、(32)、(35)、(36)、(38) 及び (39)の施設整備事業

(ア)・(イ) (略)

イ～カ (略)

(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(40)、(41) 及び (42) の設備整備事業

(ア)～(ウ) (略)

イ～オ (略)

カ 3の(25の2)、(26の2)、(27の2)、(31の2)、(35の2) 及び (41の

2) の設備整備事業

(ア) 第4表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と都道府県 ((40の2) については、保健所設置市及び特別区を含む。) が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

第1表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)
感染症外来協力医療機関	1 施設あたり 15,000千円 ただし、面積が90㎡未満の場合は、162,800円×面積	感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい、 <u>工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。</u> ）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業	2分の1

2) の設備整備事業

(ア) 第4表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と都道府県 ((41の2) については、保健所設置市及び特別区を含む。) が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

第1表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)
感染症外来協力医療機関	1 施設あたり 15,000千円 ただし、面積が90㎡未満の場合は、162,800円×面積	感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい、 <u>工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。</u> ） <u>ただし、改造及び補修を除く。</u> ）並びに既存建物の買収のために必要	2分の1

		に限る。)				な公有財産購入費（PFI事業に限る。）	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	保健所	<u>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額</u> <u>(1) 非常用自家発電装置</u> <u>厚生労働大臣が必要と認めた額</u> <u>(2) 燃料槽</u> <u>厚生労働大臣が必要と認めた額</u>	<u>保健所の非常用自家発電装置及び燃料槽の新設又は増設のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</u> <u>(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)</u>	<u>2分の1</u>

第2表 (略)

第2表 (略)

第3表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>保健所</u>	<u>設備費</u>	<u>衛星携帯電話</u> <u>200,000円×1台</u>	<u>衛星携帯電話を</u> <u>購入するための備</u> <u>品購入費</u>	<u>2分の1</u>

第4表 (略)

6 (略)

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) ~ (12) (略)

(13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助金、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(14) ~ (17) (略)

8 ~ 14 (略)

第3表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第4表 (略)

6 (略)

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) ~ (12) (略)

(13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助金 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を除く。)、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(14) ~ (17) (略)

8 ~ 14 (略)

別表1の2 (都市部における1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)

施設種別	難病相談支援センター	
構造別	鉄筋及び木造	ブロック
基準単価	<u>216,600</u>	<u>189,600</u>

(注) 令和3年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3 (冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>16,400</u>	<u>23,000</u>	<u>28,700</u>

(注) 令和3年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4 (浄化槽設備工事費基準単価)

(単位：円)

難病相談支援センター
<u>39,400</u>

(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和3年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の2 (都市部における1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)

施設種別	難病相談支援センター	
構造別	鉄筋及び木造	ブロック
基準単価	<u>213,700</u>	<u>187,000</u>

(注) 令和2年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3 (冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>16,100</u>	<u>22,700</u>	<u>28,300</u>

(注) 令和2年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4 (浄化槽設備工事費基準単価)

(単位：円)

難病相談支援センター
<u>38,900</u>

(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和2年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の5 (都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>17,200</u>	<u>24,200</u>	<u>30,100</u>

(注) 令和3年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の6 (都市部における浄化槽設備工事費基準単価)

(単位：円)

難病相談支援センター
<u>41,400</u>

(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和3年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表2 (略)

別紙様式1～3 (略)

別表1の5 (都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>16,900</u>	<u>23,800</u>	<u>29,700</u>

(注) 令和2年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の6 (都市部における浄化槽設備工事費基準単価)

(単位：円)

難病相談支援センター
<u>40,800</u>

(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 令和2年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表2 (略)

別紙様式1～3 (略)

別紙様式 4

番 号
年 月 日

〔 厚生労働大臣 殿
地方厚生(支)局長 殿 〕

都道府県知事 ○○○○
指定都市市長 ○○○○
中核市市長 ○○○○
政令市市長 ○○○○
特別区区长 ○○○○
市町村長 ○○○○
法人名及び代表者名 ○○○○

(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助金の交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1～4 (略)

別紙様式 4

番 号
年 月 日

〔 厚生労働大臣 殿
地方厚生(支)局長 殿 〕

都道府県知事 ○○○○
指定都市市長 ○○○○
中核市市長 ○○○○
政令市市長 ○○○○
特別区区长 ○○○○
市町村長 ○○○○
法人名及び代表者名 ○○○○

(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助金の交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1～4 (略)

別紙（１） （略）

別紙（２） １ （略）

２．事業計画書

（１）～（３） （略）

（４） 施設の構造及び規模

精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ等患者入院医療機関の場合

（略）

精神保健福祉センター、精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所及び感染症外来協力医療機関の場合

（略）

（食肉衛生検査所の場合）～（小児がん拠点病院の場合） （略）

別紙（１） （略）

別紙（２） １ （略）

２．事業計画書

（１）～（３） （略）

（４） 施設の構造及び規模

精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ等患者入院医療機関の場合

（略）

精神保健福祉センター、精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所及び感染症外来協力医療機関の場合

（略）

（食肉衛生検査所の場合）～（小児がん拠点病院の場合） （略）

(削る)

(保健所の場合)

施設の概要

① 整備施設	非常用自家発電装置 ・ 燃料槽
② 整備形態	新築 ・ 増築
③ 施設形態	単独庁舎 ・ 合同庁舎
④ 規模・構造	_____造・____階建／延べ床面積_____m ² (合同庁舎の場合) 延べ床面積に対する保健所専有面積の割合_____%
⑤ 所在地	
⑥ 整備理由	

(注) ①、②、③については、いずれかに○印を付すこと。

⑥については、整備に至った経緯、問題点等についても整理し、記載すること。

(5) ~ (8) (略)

(5) ~ (8) (略)

別紙 (3) (略)

別紙 (3) (略)

別紙様式 5

番 号
年 月 日

〔 厚生労働大臣 殿
地方厚生(支)局長 殿 〕

都道府県知事 ○○○○
指定都市市長 ○○○○
中核市市長 ○○○○
政令市市長 ○○○○
特別区区长 ○○○○
市町村長 ○○○○
法人名及び代表者名 ○○○○

(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助金の事業実績報告書

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1～4 (略)

別紙様式 5

番 号
年 月 日

〔 厚生労働大臣 殿
地方厚生(支)局長 殿 〕

都道府県知事 ○○○○
指定都市市長 ○○○○
中核市市長 ○○○○
政令市市長 ○○○○
特別区区长 ○○○○
市町村長 ○○○○
法人名及び代表者名 ○○○○

(元号) 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助金の事業実績報告書

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1～4 (略)

別紙（１） （略）

別紙（２）

施設整備事業実績報告書

１・２ （略）

３ 施設の構造及び規模

精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ等患者入院医療機関の場合

（略）

精神保健福祉センター、精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所及び感染症外来協力医療機関の場合

（略）

（食肉衛生検査所の場合）～（小児がん拠点病院の場合） （略）

別紙（１） （略）

別紙（２）

施設整備事業実績報告書

１・２ （略）

３ 施設の構造及び規模

精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ等患者入院医療機関の場合

（略）

精神保健福祉センター、精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所及び感染症外来協力医療機関の場合

（略）

（食肉衛生検査所の場合）～（小児がん拠点病院の場合） （略）

(削る)

4～9 (略)

別紙様式6～8 (略)

(保健所の場合)

施設の概要

① 整備施設	非常用自家発電装置 ・ 燃料槽
② 整備形態	新築 ・ 増築
③ 施設形態	単独庁舎 ・ 合同庁舎
④ 規模・構造	____造・____階建／延べ床面積____m ² (合同庁舎の場合) 延べ床面積に対する保健所専有面積の割合____%
⑤ 所在地	
⑥ 整備理由	

(注) ①、②、③については、いずれかに○印を付すこと。

⑥については、整備に至った経緯、問題点等についても整理し、記載すること。

4～9 (略)

別紙様式6～8 (略)